

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

朝日村長

市町村名 (市町村コード)	朝日村 (20451)
地域名 (地域内農業集落名)	御馬越地区 (御馬越)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・御馬越地区の農地は、御馬越原と集落周辺に大別される。  
・御馬越原は60代1名、50歳未満4名が耕作しており、一部の農地は令和4年にほ場整備が完了している。  
・御馬越原は標高約1,000mに位置し、かん水設備がなく、傾斜地であることから、ながいもや花まめ、採種用やまごぼう、グラジオラス等が栽培されている。  
・集落周辺の農地は、80代3人、70代4人、60代2人、60歳未満4人、法人1件が耕作している。  
・集落周辺の農地では、自家用野菜やクリ、ブルーベリーなどの果樹が栽培されているほか、若手農業者や法人が借受け、そばや花き、夏秋イチゴ等が栽培されている。  
・御馬越原、集落周辺ともに、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ等野生鳥獣による農作物被害が毎年発生している。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・標高が高い、水源に限られる、鳥獣被害が多いという立地条件から、そば、花きに加え、野生鳥獣の嗜好性が低い薬用作物の生産が検討されている。  
・御馬越地区においては、約半数の農家で後継者が決まっており、規模拡大を考えている農業者が2人いることから、担い手への農地の集積が期待される。  
・御馬越原については、現耕作者が引き続き管理していく。集落周辺の農地は、現耕作者やその後継者が引き続き管理していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.78 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内のほ場整備完了農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は施設園芸、保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 地元の担い手に集積、集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針 所有者と現耕作者の貸付意向時期に配慮し、耕作ができなくなった場合は農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針 基盤整備は完了したが、さらに耕作しやすいよう必要に応じ改良していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 継続して村及びJAと連携して取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 現耕作者が引き続き管理していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①薬用作物等、鳥獣被害に強い品目の検討を実施する。
- ②有機農業の拡大に向けて、品目の選定や土づくりに努める。